

ICカード特約

横浜信用金庫

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が普通預金および貯蓄預金について発行した《よこしん》ICキャッシュカード（従来のキャッシュカード機能に加え、ICチップ提供機能の利用を可能にするカード、以下「ICキャッシュカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約に定めのない事項は《よこしん》キャッシュカード規定により取扱うものとします。

2. ICキャッシュカードの利用

- (1) 当金庫の預金機・支払機・振込機ではICチップ提供機能の利用が可能です。
- (2) 《よこしん》キャッシュカード規定第1条に定める提携先には、ICキャッシュカードの利用ができない預金機、支払機、振込機を設置している金融機関等があります。この場合、当該預金機、支払機、振込機ではICチップ提供機能を利用しない取引となります。また、一部提携先ではICキャッシュカードの利用できる支払機・振込機を設置している場合でも、ICチップ提供機能を利用できない場合があります。

3. 1日あたりのカード利用限度額

当金庫は、支払機、振込機を利用した1日あたりのカード利用限度額について、ICチップ提供機能を利用した場合と、《よこしん》キャッシュカード規定第3条、第4条に定めるICチップ提供機能を利用しない場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023.11

